

平成 22 年度財政援助団体等監査の監査結果に基づき講じた措置

平成 22 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

1 指摘の内容

○ 認証保育所運営費等補助金に係る適切な事務について

(1) 実績報告書について

一部の事業者の実績報告書提出漏れを所管課が見過ごしていた。

(2) 収支明細について

実績報告書および添付書類を確認したところ、任意の添付書類として「練馬区認証保育所事業決算報告書」があったが、補助対象経費と補助対象外経費が区分された様式とはなっていなかった。また、今回監査した事業者が整備している帳簿その他証拠書類を確認したところ、この帳簿等からも補助対象経費と補助対象外経費の明確な区分ができていない事業者があった。

(3) 認証保育所 A について

補助金に係る収入および支出の状況を記載した帳簿その他証拠書類として、事業者から提出された勘定元帳の写しを確認したところ、下記経費が計上されていた。

① 福利厚生費として新年会費

② 交際接待費

ゴルフ場利用料

ファミリーレストラン飲食代

③ 個人所有車の維持管理費

車両維持費（ガソリン代、車検代等）

保険料

上記経費は、練馬区認証保育所運営費等補助要綱の別表 1 に示された補助対象経費には該当しない。

練馬区認証保育所運営費等補助要綱第 12 条によれば、「事業者は、毎年度の終了後 30 日以内に、練馬区認証保育所運営費等補助金事業実績報告書（第 7 号様式）につぎの各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。(1)練馬区認証保育所運営費等補助金事業実績額内訳書（第 8 号様式）(2)その他区長が必要と認める書類」とある。更に、同要綱第 16 条に

よれば、「事業者は、この補助金に係る収入および支出の状況を記載した帳簿その他証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。」とある。

については、補助金の収支明細を確認できる添付書類の様式を新たに整備し、事業者に提示されたい。また、実績報告書の確認の徹底を図るとともに、補助金に係る収支状況を把握し、補助金が対象外経費に流用されることがないように、事業者への指導監督の徹底に努められたい。

2 講じた措置

(1) 実績報告書について

今後は、提出書類のチェックリストを作成して確認を徹底いたします。

(2) 収支明細について

補助金に係る収支状況が明確になるように、実績報告書に添付する書類を練馬区認証保育所運営費等補助要綱第12条の中で新たに規定して事業者へ提出を義務付けるとともに、事業者が整備する帳簿等からも確認できるように指導いたします。

(3) 認証保育所Aについて

指摘されました補助金対象外経費については、事業者へ事情説明を求め、補助金から支出されたものではないことを確認いたしました。

しかしながら、補助金に係る収支状況が不明確であったことが原因であったため、上記(2)に基づき、補助金に係る収支状況を把握できるよう、実績報告書に添付する書類の様式を新たに整備いたします。また、事業者へ補助金の収支明細を明確にするよう指導いたしました。

今後、事務説明会で、補助要綱別表1に記載の補助対象経費について周知するとともに、新たに規定する添付書類の記入方法等を全事業者へ説明し、補助金が対象外経費に流用されることがないように、指導監督の徹底に努めます。